

20～26 そ の 他

統計表を見る方のために

利用上の注意

20 不 服 審 査

この統計表は、平成16会計年度内における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立の事績を①異議申立てと②審査請求とに分けて掲げたものである。

21 訴 訟 事 件

この統計表は、平成16会計年度内における賦課又は徴収関係（徴収及び滞納処分）に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者若しくは参加人とする訴訟の事績について①国側被告事件（賦課又は徴収関係）と②国側原告事件（徴収関係）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第1審における原告、被告区分によるものである。

22 直接国税犯則事件（査察事件）

この統計表は、平成16年中における国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

23 間接国税犯則事件

この統計表は、平成16会計年度内の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に対する検挙及び処理の状況について掲げたものである。

24 税 理 士

この統計表は、平成16会計年度末における税理士の登録者数を掲げたものである。

25 税 務 相 談

この統計表は、平成16会計年度における相談等の受理状況、タックスアンサーの利用状況を掲げたものである。

26 平成10年以後、当分の間停止された税目の累年比較

この統計表は、平成10年以後、当分の間、課税が停止された税目の課税事績等を掲げたものである。